

重度肢体不自由者の在宅での自立生活を可能にする要因に関する調査研究**～在宅で生活する当事者へのインタビュー調査から～**

○ 国際医療福祉大学 氏名 大石 剛史 (8312)

松永千恵子 (国際医療福祉大学・4825)

キーワード3つ：重度肢体不自由者 自立生活支援 自立生活を可能にする要因

1. 研究目的

身体に重度の障害を負っている方が地域で自立した生活を営むためには、その生活を可能にする在宅福祉サービスの充実が必要である。しかし、重度身体障害者向けの在宅福祉サービスについては、一部の地域では充実したサービス供給体制を整えている自治体もあるが、自治体間の格差が大きいことが指摘されており、『障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言』でもそのことが重要な課題として指摘されている。

報告者らは、このような問題意識のもと、2012年度、A県内の各市町の重度身体障害者（障害程度区分5以上）に対するサービス量の調査を行った。その結果、A県においては重度身体障害者に対するサービスは、一部の都市圏に集中しており、地域格差が極めて大きいことが分かった。

このような地域間格差を生み出す原因としては、その自治体の財政力、サービス提供できる事業者の有無やその数、その地域自体の生活の利便性、障害者福祉についての自治体の関心の程度やそれに影響を与える障害当事者や福祉関係者等の「運動」の程度などが仮説的に考えられる。また、地域間に格差があること自体が、さらなる格差を生み出す原因（一部のサービスが充実した地域に当事者が移住してしまい、その地域のサービスはさらに充実するが、それ以外の地域ではサービスが充実しない）になることも考えられる。

報告者らは、このような仮説に基づき、調査対象者を重度肢体不自由者に絞ったうえで、特に重度障害者向けの在宅福祉サービスが比較的充実している地域で自立生活を営む重度肢体不自由当事者の方にインタビュー調査を試みた。彼らの地域での自立生活を可能にしている要因を分析することで、どのようなサービスがどの程度あれば地域での自立生活が可能となるのかを明らかにし、今後各地域で重度障害者へのサービスや支援のあり方を検討する際の一助とすることが、本研究の目的である。

2. 研究の視点および方法

障害程度区分5以上の重度肢体不自由者の方で、地域で自立生活を送られている方に対し、半構造化面接法によるインタビュー調査を行った。対象者は、A県B市内に居住している方4名、障害者の自立生活支援の先進地であるC県D市在住の方7名である。この二つの自治体は、重度身体障害者への在宅サービス量が比較的多く、重度障害者の自立生活が比較的可能な地域となっている。インタビュー対象者は、それぞれの市内の障害者自立生活センターの方に、本研究の趣旨を説明したうえで、地域で自立生活をされている重度肢体不自由者の方を紹介していただいた。インタビューは、研究時間の都合等により、個別面談だけでなく、数人の当事者の方に同時にインタビューさせていただくこともあった。インタビュー内容はICレコーダーに録音したものを文字データに起こし、各インタビュ

ーデータについて研究会のメンバー数人で読み合い、重度肢体不自由者の自立生活にとって必要なサービスや支援に共通する項目について、KJ法等を用い整理した。

3. 倫理的配慮

本研究を行うにあたり、国際医療福祉大学倫理委員会の承認を得た。またインタビューを行うにあたり、インタビュー対象者に対し、本研究の趣旨を説明するとともに、本研究で得た情報は本研究のみに用いることを明示し、了解を得て調査を実施した。

4. 研究結果

各インタビューデータを、「重度肢体不自由者の自立生活を可能にしている要因（サービスや支援等）」という視点から分析し、その要因として重要だと思われるものをKJ法等を用いて整理したところ、次のような要因が仮説的に浮かび上がってきた。

①生活上の困りごとについて当事者同士の相談（ピアカウンセリング）が重要であること。特に当事者の相談員や仲間がいる、障害者自立生活センターの存在が大きい。

②重度訪問介護の量と質が極めて重要であること。時間数として、今回のインタビュー対象者の方は、少ない方で300時間台、多い方で700時間を超える重度訪問介護を月に利用していた。また質的な側面では支援対象者の個別の状況をよく理解しているヘルパーの存在が重要であることが示唆された。

③公的な支援を受けられない場合、家族や友人や近隣などのインフォーマルケアも重要になること。公的サービスを比較的受けていない人でも、近隣や友人等の支援を受けて、自立生活を成立させている方もいた。

④自立生活の経験と自信が自立生活を継続する意欲を高め、様々な活動の源泉になること。当初施設に入所していた方でも、自立生活の先輩当事者等の支援を受け、一度自立生活を始めると、自立生活が施設での生活には代えがたいものになることが分かった。インタビュー対象者の方で、今後入所施設への入所を希望する方はいらっしゃらなかった。

5. 考察

今回の調査では、①当事者同士の相談（セルフヘルプ、ピアカウンセリング）、②重度訪問介護の量と質、③インフォーマルな支援、④自立生活の経験そのものが、重度肢体不自由者の自立生活を可能にする要因として重要であることを仮説として導き出すことが出来た。これらの要因はさらに精緻に分析される必要があるが、重度身体障害者の自立生活を支援するために、各自治体では、このような要因を踏まえた自立生活支援の仕組みづくりを行っていく必要があると考えられる。特に、④自立生活の経験そのものが、当事者のエンパワメントを高める可能性を踏まえれば、まずは少しずつでも地域での自立生活を送れる当事者の数を増やすことが肝要である。このような当事者は、そのあとに続く当事者の相談支援の重要な担い手（①）になる。またこの方々に提供する在宅福祉サービスの量と質（②）を充実することができれば、ますますその地域での自立生活支援体制を整えることができるし、そのような方が地域で生活するようになれば、近隣等の理解、協力（③）も促進できる。このような流れを踏まえた各地域での支援体制の充実が今後求められると考えられる。